

シティプロモーション事業 募集要項

東村山市では、地域への参画や市への愛着を育むことを目的とし、市固有の地域資源や地域で活躍する人材を活用した取組を行う際の補助金制度を創設しました。創意工夫や十分な対策により、新型コロナウイルス感染症が蔓延する状況下においても、地域の魅力をさらに高める取組をご提案ください。

◆ 募集期間

令和4年1月31（月）まで ※予算額の上限に達した場合は終了となります。

◆ 応募資格

個人や団体のほか、中小事業者又は事業者等のグループ。

！以下の方は対象になりませんのでご注意ください！

- ① 事業者が集まって団体で応募される場合、その過半数がフランチャイズチェーンの加盟店である。
- ② 市税を滞納している。
- ③ 事業者が東村山市暴力団排除条例（平成24年東村山市条例第12号）第2条第1号の暴力団であるか、同条第3号の暴力団関係者が代表者、役員、従業員などである。

その他、不相当と判断することもあります。

◆ 補助対象事業

令和4年3月31日までに完了する、地域に存在する資源や地域で活躍する人材を活用した、市の魅力を高め、地域への愛着を育むイベント。事業の採択にあたっては審査を行い、創意工夫によって新型コロナウイルス感染症への対応を行っていることを審査の際のポイントとします。

（事業例）

- ・市内の飲食店主が登場するオンラインでのまち飲みイベント
- ・市内で活躍する人を紹介する映像の作成と鑑賞・交流会

補助対象経費

- ① 会場の設営、運営等に要する経費（使用料、賃借料、人件費、委託料等）
- ② 事業の周知を図るために要する経費（印刷製本費、消耗品費、委託料、広告宣伝費等）
- ③ その他事業実施のために必要な経費（撮影代、保険料、消耗品費等）

！以下の事業は対象になりませんのでご注意ください！

- ① 公序良俗に反する事業
- ② 特典や割引をつけた商品券を発行する事業
- ③ 他の補助金等の交付を受けて行う事業
- ④ 事業の全部を委託して行う事業

！以下の事業費は対象になりませんのでご注意ください！

- ① 経常的な運営に係る経費
 - ② 飲食費
 - ③ 金券購入費、記念品の購入等に係る経費
- その他、不適当と判断されるものについては対象外とします。

◆ 補助内容

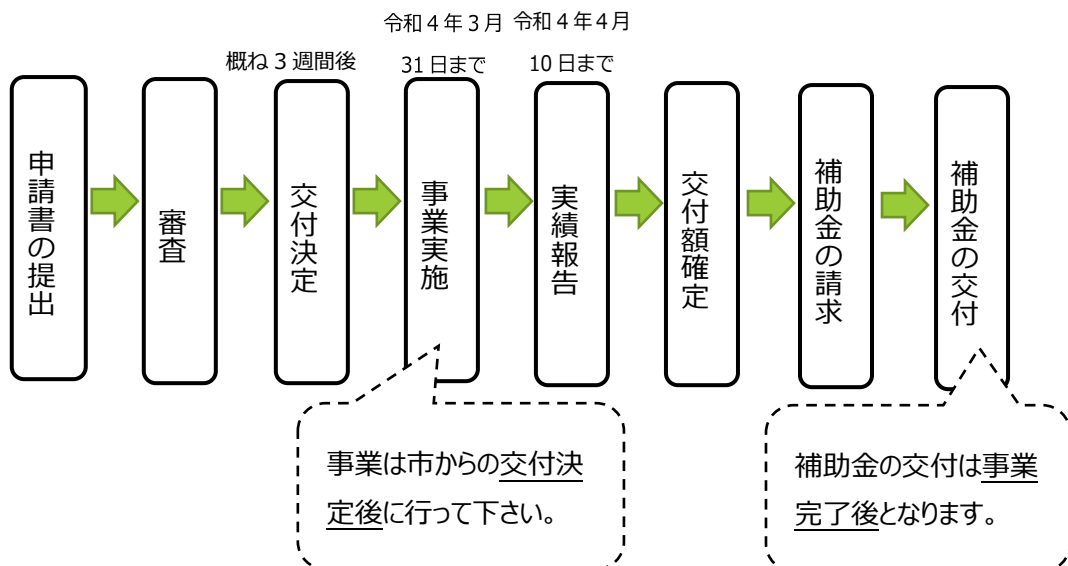
補助率 1 / 2 以内 、 補助限度額 20 万円

※千円未満切り捨て、税抜価格に対する補助となります。

◆ 補助対象となる期間

交付決定後から令和4年3月31日まで

◆ 申込みから事業実施までの流れ



◆ 申込み

補助金の交付を希望する方は、以下の書類をそろえて、電子申請、郵送、Eメール又は直接シティセールス課（北庁舎1階：平日8：30～17:00）にて申し込んで下さい。

- ・「東村山市魅力創出事業者支援補助金交付申請書」（第1号様式）
- ・事業計画書
- ・その他、事業に関する資料（あれば提出して下さい）

◆ 審査

応募された事業に対する補助金交付の可否を決めるため審査を行います。また、必要がある場合には、ヒアリングを行うことがあります。審査の視点は、次の通りです。

- ①東村山の地域資源や人材を活用した内容となっているか
- ②市の魅力の向上につながる内容となっているか
- ③新型コロナウイルス感染症に対応した内容となっているか
- ④コンセプトやテーマ、ターゲットが明確に絞り込まれているかどうか

◆ 実績報告

補助対象事業の終了後、もしくは対象期間終了後には速やかに以下の書類にて実績の報告をしていただきます。実績報告後、その内容を調査した上で補助金をお支払いします。

- ・「東村山市魅力創出事業者支援補助金 実績報告書」(第6号様式)
- ・「東村山市魅力創出事業者支援補助金経費明細書」(第7号様式) 及びその根拠となる見積書・納品書・請求書・領収書など
- ・事業の内容が分かる写真や成果物等

◆ その他

- ・1事業者が複数の事業にて応募することはできません。
- ・この事業は、「東村山市魅力創出事業者支援補助金の交付に関する規則」に基づいて実施します。詳しくは以下までお問い合わせ下さい。
- ・ご提出いただいた書類等をご返却いたしません。また、情報公開請求があった場合には、開示することがあります。

東村山市地域創生部シティセールス課（東村山市役所 北庁舎1階）

189-8501 東村山市本町1-2-3

TEL : 042-393-5111（内線）2921～2923

FAX : 042-393-6846

E mail : citysales@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp